

事 務 連 絡
令和6年6月24日

医療機関 各位

いすみ市子育て支援課

子ども医療費助成制度の自己負担額変更について

平素は、児童福祉行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

令和6年8月1日診療分から子ども医療費助成制度の自己負担額が変更となります。

つきましては、別紙のとおり変更いたしますのでご対応くださいますようお願いいたします。

不明な点につきましては、下記の間合せ先までお問合せください。

子育て支援課 子育て支援班

TEL 0470-60-1120

FAX 0470-63-1252

Mail zidou@city.isumi.lg.jp

子ども医療費助成制度の変更について

いすみ市子育て支援課

1 制度概要

子ども医療費助成制度は、子どもにかかる医療費から保険給付の額を控除した額について、その費用の全部または一部を助成することにより、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図る制度です。子育て世帯の医療費負担の軽減をより図るため、令和6年8月1日診療分から、受診時の自己負担額を無料へ変更します。

2 改正内容

	令和6年7月診療分まで	令和6年8月診療分から
自己負担金	入院1日、通院1回につき300円 調剤 無料 ※市町村民税所得割非課税世帯は無料	入院1日、通院1回につき無料 調剤 無料 ※自己負担金変更に伴い月額上限はなくなります。
公費負担者番号	83120824 83123828 83124826 (自己負担額 300 円)	83120824 83122820 (83123828 から変更) 83124826 (自己負担額 0 円)

3 現物給付化に関するスケジュール

令和6年6月～7月 医療機関への周知(広報に掲載)

7月 対象者に子ども医療費助成受給券の発行・送付

4 他医療費助成事業との兼ね合いについて

○ひとり親世帯に属する高校生相当の児童(現在ひとり親家庭等医療費等助成受給券を発行)

→ひとり親家庭等医療費等助成が優先

※受給者に対し発行する受給券は、1人1枚のみとなります。

○小児慢性特定疾病医療等の公費医療制度が適応される場合や、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合、そちらが優先となります。